三　この表に定める基幹教員数の四分の三以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とする。

四　附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の基幹教員を別に置くものとする。

五　この表に定める基幹教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る基幹教員数とし、その他の学科を置く場合に係る基幹教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める基幹教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイ(1)又は(2)の表に定める基幹教員数の合計数とする。

別表第二　大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員数（第十条関係）

大学全体の収容定員	［略］
基幹教員数	［略］

備考

一　［略］

二　この表に定める基幹教員数には、別表第一の基幹教員数に算入した基幹教員の数を算入しないものとする。

三　収容定員がこの表に定める数に満たない場合の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。ただし、専ら当該大学の教育研究に従事する教員以外の教員の数と合わせて、この表に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

四　収容定員がこの表に定める数を超える場合は、収容定員が四〇〇人を超え八〇〇人未満の場合にあつては収容定員八〇人につき基幹教員一人の割合により、収容定員が八〇〇人を超える場合にあつては収容定員四〇〇人につき基幹教員三人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。

五　［略］

六　医学又は歯学に関する学部を置く場合で当該学部に医学又は歯学に関する学科以外の学科を置く場合においては、当該医学又は歯学に関する学科については前号により算出される基幹教員数とし、当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてはその収容定員と他の学部の収容定員の合計数から第一号により算出される基幹教員数とする。

別表第三　学部の種類に応じ定める校舎の面積（第三十七条の二関係）

イ　医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

(1)　専門職学部以外の学部に係る基準校舎面積

［表略］

備考

一　この表に掲げる面積には、第三十五条のスポーツ施設、講堂及び厚生補導施設、第三十九条の附属施設並びに第三十九条の二の薬学実務実習に必要な施設の面積は含まない（ロ及びハ(1)の表において同じ。）。

二～六　［略］

(2)　専門職学部に係る基準校舎面積

［表略］

［号を加える。］

三　附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の専任教員を別に置くものとする。

四　この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイ(1)又は(2)の表に定める教員数の合計数とする。

別表第二　大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

大学全体の収容定員	［同上］
専任教員数	［同上］

備考

一　［同上］

［号を加える。］

二　収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数はその二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。

三　収容定員がこの表に定める数を超える場合は、収容定員が四〇〇人を超え八〇〇人未満の場合にあつては収容定員八〇人につき教員一人の割合により、収容定員が八〇〇人を超える場合にあつては収容定員四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

四　［同上］

五　医学又は歯学に関する学部を置く場合で当該学部に医学又は歯学に関する学科以外の学科を置く場合においては、当該医学又は歯学に関する学科については前号により算出される教員数とし、当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてはその収容定員と他の学部の収容定員の合計数から第一号により算出される教員数とする。

別表第三　学部の種類に応じ定める校舎の面積（第三十七条の二関係）

イ　医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

(1)　専門職学部以外の学部に係る基準校舎面積

［同上］

備考

一　この表に掲げる面積には、第三十六条第五項の施設、第三十九条の附属施設及び第三十九条の二の薬学実務実習に必要な施設の面積は含まない（ロ及びハ(1)の表において同じ。）。

二～六　［略］

(2)　専門職学部に係る基準校舎面積

［同上］